電気事業法施行規則の一部改正等に対する意見公募手続の結果について

令和８年１月 16 日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課
電力産業・市場室

「電気事業法施行規則の一部改正等」について、令和８年１月 10 日から同年１月 16 日まで意見公募手続を実施しました。

意見公募の対象とした命令等の案文に誤りがあったため、意見公募手続きを終了し、再度意見公募手続きを行います。いただいた御意見につきましては、新たに実施する意見公募手続にて改めて回答させていただきます。

| | 提出意見 | 提出意見を考慮した結果 |
|---|---|---|
| 1 | 添付資料 PDF が、すべて破損していて読めない。こんなパブリックコメントは無効だろう、修正してやり直しを求める。 | いただいた御意見について確認したところ、資料 PDF は全て閲覧可能な状態でした。 |
| 2 | 電力会社の送電線利用の負担金を課す、という内容の様だが、小規模が普通の 再生可能エネルギーにまで 負担を求めるのは、喫緊の温暖化抑止に悪影響が有るので 反対だ。グリーンエナジーの指針に則り、再生可能エネルギーは無負担とし、輸入再生可能資源による発電（バイオマス、ガス）や熱機関である原発・火力発電から 重く徴収すべきだろう。そもそも FIT 制度による影響で、再生可能エネルギーの売電価格は 上げられない。再生可能エネルギーについては、費用負担を無くすべきだろう。 | いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、新たに実施するパブリックコメントにて改めて回答させていただきます。 |
| 3 | 「特定系統整備準備引当金に関する省令」案について（意見）・制定文中「第二十七条の十二」とあるのは、「同法第二十七条の十二」とすべきではないか。※省令レベルでは揺れがあるが、近時の政令の用例では、その指し示す条項を明確にする観点から意見のような規定とすることが通例と理解。 | いただいた御意見を踏まえ、記載方法について検討いたします。なお、新たに実施するパブリックコメントにて改めて回答させていただきます。 |